

武田塾入会における概要書面

令和 年 月 日

様

1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名

武田塾〇〇校
(株式会社△△△)
東京都〇〇区■■■■ 〇-〇-〇
電話 03-0000-0000
代表 〇〇〇〇

2. 役務の内容

個別指導およびそのためのテスト(指導形態およびテストの有無はコースによって異なりますので別添パンフレット『料金のご案内』をご参照ください)を用いた大学・高校・中学進学へ向けた受験対策の実施及び成績向上のための補習指導

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

共通指定書籍『受験合格は暗記が10割』 1冊 1,100円(税抜)

※すでにお持ちの場合は改めてご購入の必要はありません。

その他カリキュラムの進捗状況に合わせて、生徒一人一人に合わせて参考書を指定しますので、書店等でお買い求めください。

なお、一般の書店でお取り扱いのない一部書籍につきましては、校舎経由でご購入いただくことがあります。

4. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

別添パンフレット『料金のご案内』のとおり

5. [4]の金銭の支払時期、方法

(1)月謝払い

各校舎指定の口座に振込、自動口座振替にてお支払いいただきます。

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および翌月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

[入会翌月15日]入会の翌々月分の特訓料金を振込にてお支払いいただきます。

[入会翌々月20日]次月特訓料金を自動口座振替にてお支払いいただきます。

(2)まとめ払い

①一括払い

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および翌年2月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

②二回払い

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および8月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

[8月15日]9月～翌年2月までの分の特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

※(2)①②につきましては、まとめ払いの割引がございます。

a)7月末日までにお申し込みいただき、翌年2月末日までの特訓料金(7か月分以上)を一括にてお支払いいただく場合は3万円(税抜)の割引となります。

b)8月末日までの特訓料金(3ヶ月分以上)を一括にてお支払いいただく場合は、総額から1万円(税抜)の割引となります。9月以降の料金については、翌年2月末日までの特訓料金を8月15日までに一括でお支払いいただいた場合、同様に総額から1万円(税抜)の割引となります。

c)8月1日以降にお申し込みいただき、翌年2月末日までの特訓料金(3ヶ月分以上)を一括にてお支払いいただく場合、総額から1万円(税抜)の割引となります。

※途中で特訓料金が変わるような特訓内容の変更がある場合には事務手数料として3,300円(税込)を別途お支払いいただきます。

※なお、a～cの割引は、入会後にお支払方法を変更される場合にはお申し出いただいた時期により割引条件に該当しない場合がありますので、校舎にお問い合わせください。

※まとめ払いを選択された方が形式変更の結果、追加料金が発生した場合には、当初のお支払い方法に準じてまとめ払いをしていただきます。(追加料金分のみ月謝払いということはできません)

6. 役務の提供期間

- (1)月謝払い：入会日から退会手続きに定める退会日、もしくは当塾より契約終了の告知があるまで
- (2)まとめ払い：入会日より_____年2月末日まで

7. クーリング・オフに関する事項

- ①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。
- ②. 入塾申込・契約者は、当塾が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第1項の書面を入塾申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入塾申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④. ①乃至③に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑤. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入塾申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

- ①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除(中途解約)することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
 - A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円
 - B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 以下a乃至eの合計額
 - a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額(月単位でお取り扱いいたします)
 - b 入会金全額
 - c 維持費のうち経過月(1ヶ月に満たない期間は1ヶ月に切り上げ)分に該当する費用
 - d 模試代のうち既に提供済の分に相当する費用、および校舎より直接販売した商品がある場合にはその費用
 - e 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額
- ②. ①に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ③. ②に記す契約の解約時に、入塾申込・契約者が当塾に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当塾は入塾申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ④. 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑤. 返還金のある場合は、退会日の翌月末までに指定の金融機関口座にお振込みして返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

特約はありません。

以上